

閣 郵 委 第 1 4 号
令和3年3月23日

総務大臣
武田 良太 殿

郵政民営化委員会
委員長 岩田 一政

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う
日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案について（意見）

令和3年3月19日付け総情企第32号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。